

4. 児童福祉施設等の整備及び運営等について

(1) 児童福祉施設等の整備について

① 平成18年度予算(案)について

児童福祉施設等に係る施設整備事業については、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画に従い、地域の実情に応じた次世代育成支援対策に資する児童福祉施設等の施設整備を支援するため、次世代育成支援対策施設整備交付金(ハード交付金)として、平成18年度予算案において、140億円を計上したところである。

また、本交付金の交付対象施設であった「公立保育所」、「児童相談所(一時保護施設を除く)」及び「婦人相談所(一時保護施設を除く)」については、三位一体改革の趣旨を踏まえ、自治体自らがその責任に基づいて設置・運営していることに鑑み、平成18年度より一般財源化することとしたところであるので、留意されたい。

なお、本交付金に関する協議等の詳細については、今後、決定次第お知らせする。

② 平成17年度補正予算について

昨年12月にアスベスト問題に関する関係閣僚会合において取りまとめられた「アスベスト問題に係る総合対策」を推進するため、飛散によりばく露のおそれがあるアスベストの除去等に必要な経費を平成17年度補正予算に計上したところである。

また、入所者等の安全確保のための防災対策の推進及び地域の重要な防災拠点としての社会福祉施設の耐震化を促進するため、平成17年度から平成18年度にかけて整備を行うこととされている児童関連施設について前倒しして整備すること等に必要な経費を平成17年度補正予算に計上したところである。

特に、アスベストは、人の健康に重大な影響を与えるため、今回の対策に沿ってできるだけ早期に除去等に取り組むよう、各都道府県市におかれても所要の財政措置を講じていただくとともに、市町村、社会福祉法人等に対して十分指導願いたい。

なお、平成18年度予算(案)においては、厳しい財政状況の中で対応することが見込まれるので、アスベスト及び耐震化対策関係については平成17年度補正予算での積極的な対応をお願いする。

③社会福祉施設整備業務の再点検について

不祥事案の防止の観点から、国庫補助金や交付金協議の対象施設の選定手続の見直し、社会福祉法人の認可や運営に関する業務の適正化等を図るため、平成9年3月28日付で「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」を発出しているところである。

各都道府県市におかれでは、本通知を踏まえ、施設整備業務の再点検を行うとともに、社会福祉法人等に対し指導の徹底を図られたい。

《参考》

- ・「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号）
- ・「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号）など

④木材利用の推進について

社会福祉施設における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材を利用した施設の居住環境がもたらす心理的・情緒的な効果は極めて効果的であることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具などの備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知願いたい。

なお、保育所の木材の活用に関しては、「保育所木材利用状況調査研究事業報告書（木のぬくもりを保育所に）」及び「大型遊具編」が作成されており、保育所で木材利用を計画する際の参考資料とされるよう周知をお願いしたい。

（参考：「木のぬくもりを保育所に」（<http://zenhokyo.gr.jp/nukumori.htm>））

（2）児童福祉施設等の運営について

① 適正な運営管理の推進について

児童福祉施設等の運営費の運用及び指導については、従来から適

正な指導をお願いしているところであるが、運営費の不正使用などの不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことのないよう、指導監査の結果を踏まえた運営の指導にあたる等、指導監査担当課等との連携を図り、適正な施設運営について引き続き指導を願いたい。

② 安全管理及び事故防止等について

ア 児童福祉施設等における児童の安全確保については、従来より種々ご尽力頂いているところであるが、昨年、小学生などを狙った事件が頻発に発生したことから、各都道府県等におかれでは、事故の発生の予防や発生した場合の迅速的確な対応が図られるよう、引き続き市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

また、児童福祉施設等においては、日頃からの職員の協力連携体制は勿論のこと、保護者を含む地域との協力体制を確立することが重要であり、地域全体の協力による児童福祉施設等の安全確保に努められたい。

《参考》

- ・「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」
(平成13年6月15日雇児総発第402号)
- ・「児童福祉施設等における児童の安全確保・安全管理の一層の徹底について」(平成15年12月24日雇児総発第1224001号)
- ・「地域における児童の安全確保について」
(平成18年1月12日雇児総発第0112001号)

イ 近年における公園等に設置される遊具での事故報告を踏まえ、引き続き遊具の安全点検の実施のため、公園等の関係機関との連携強化に努められたい。

《参考》

- ・「児童福祉施設等に設置している遊具での事故の調査結果について」
(平成13年10月26日雇児総第49号)
- ・「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」
(平成14年3月18日雇児総発第0318001号)
- ・「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保の一層の徹底について」
(平成16年4月6日雇児総発第0406003号)

③ 感染症の予防対策等について

ア　社会福祉施設は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、インフルエンザや感染性胃腸炎、レジオネラ症等の感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、下記の通知を参考に衛生主管部局、指導監査担当課及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いする。

《参考》

- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」
(平成15年7月25日社援基発第725001号) 別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「社会福祉施設における衛生管理について」
(平成15年12月12日社援基第1212001号) 別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」・ノロウイルスに関するQ&A
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」
(平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」
(平成17年11月8日連名通知) (参考資料31頁「インフルエンザ施設内感染予防の手引き(平成18年2月改定)」参照)

また、社会福祉施設に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等に対する人権上の配慮が適切に行われるよう指導されたい。

《参考》

- ・「当面のウィルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」
(平成13年4月24日健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知)、C型肝炎について(一般的なQ&A)
(平成15年8月)

イ　近年、東南アジアを中心に高病原性鳥インフルエンザが流行しております、このウイルスがヒトに感染し、死亡例も報告されている。

また、高病原性鳥インフルエンザの発生がヨーロッパでも確認されるなど、依然として流行が拡大・継続しており、ヒトからヒ

トへ感染する新型インフルエンザの発生危険性が高まっている。

このため、国民への正確な情報提供、予防や治療など、その流行状況に応じた対策を総合的に推進するため、厚生労働大臣を本部長とする新型インフルエンザ対策推進本部を設置し、併せて新型インフルエンザ対策行動計画を策定したところである。

社会福祉施設等における新型インフルエンザ対策については、予防対策（手洗い、うがい等）の徹底と併せ、平成17年11月30日付発出の「社会福祉施設等における新型インフルエンザ対策等について」を踏まえて適切に対応を図るよう各都道府県等においては引き続き指導をお願いするとともに、管内市町村と十分に連携を図りつつ新型インフルエンザに対する対策を強力に推進していただくようお願いする。

《参考》

- ・新型インフルエンザ対策関連情報

<http://www.mhlw.go.jp/index.html>

- ・インフルエンザ総合対策ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/0111/h1112-1.html>

- ・国立感染症研究所感染症情報センター

<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>

- ・「高齢者介護施設における感染管理のあり方に関する研究報告書」

(平成16年度厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）)における感染対策マニュアル

<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/index.html>

- ・「赤ちゃん・子どもの感染症予防ガイドブック」

(平成16年度独立行政法人福祉医療機構[子育て支援基金]助成事業により財団法人母子衛生研究会が作成)

④ 児童福祉施設における室内空气中化学物質の調査等について

近年、住宅等において使用される建材等から室内に揮発した化学物質等により人体の健康に影響を及ぼす、いわゆる「シックハウス症候群」が問題とされていることから、「児童福祉施設における室内空气中化学物質に関する調査の実施について」(平成14年11月21日雇児総発第1121001号)により、各都道府県市の協力をいただき、財団法人日本建築センターにおいて、保育所等の調査(冬期・夏期)を実施したところであり、調査の結果、ごく少数であるが指針値を超えた施設が見受けられた。各都道府県等におい

ては、貴管内施設に対し、施設利用者の体調をしっかりと把握し、利用者の体調管理に努めるとともに、換気等を十分に行うなどの対策に努められるよう指導願いたい。

また、施設の設置計画及び建設に当たっては、十分な配慮をお願いしたい。

⑤ 入所児童等からの苦情への対応について

児童福祉施設最低基準においては、その行った処遇に関する入所している児童及びその保護者等からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置及び当該施設の職員以外の第三者の関与等の必要な措置を講じなければならないとされており、今後ともその適正な実施について指導願いたい。

⑥ 児童福祉施設に係る第三者評価の推進について

福祉サービスの第三者評価事業の更なる普及・定着を図るため、平成16年5月に「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）を発出し、さらに、平成17年5月に「施設種別の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」（雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）を発出したところであり、都道府県においては、関係部局と連携して、一層の事業推進をお願いしたい。

（3）社会福祉施設の防災対策について

ア 社会福祉施設の防災対策への取組

社会福祉施設は、自力避難が困難な者が多数入所する施設であることから、次の事項に留意のうえ、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内社会福祉施設等に指導願うとともに、特に指導監査等にあたっては、特に重点的な指導をお願いする。

- ①火災発生の未然防止
- ②火災発生時の早期通報・連絡
- ③初期消火対策
- ④夜間防火管理体制
- ⑤避難対策

- ⑥近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- ⑦各種の補償保険制度の活用

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設においては、

- ①施設所在地の市町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への周知
- ②施設の防災対策の現状把握と情報の伝達、提供体制の確立
- ③入所者の外出等の状況の常時把握及び避難、避難後の円滑な援護
- ④消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保 等

社会福祉施設の防災対策に万全を期されたい。

《参考》

- ・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」
(昭和 62 年 9 月 18 日社施第 107 号)
- ・「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」
(平成 10 年 8 月 31 日社施第 2153 号)
- ・「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」
(平成 11 年 1 月 29 日社援第 212 号)
- ・「認知症高齢者グループホーム等における防火安全体制の徹底等について」(平成 18 年 1 月 10 日雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)

イ 社会福祉施設の耐震化対策等の推進

①社会福祉施設は、災害救助法において福祉避難所（高齢者、障害者等であって避難所における生活において特別な配慮を必要とする者を収容する避難所）として位置づけられており、昨年度発生した「新潟県中越地震」においても、活用されてきたところである。

厚生労働省としては、今後とも社会福祉施設の耐震化を推進していくこととしており、今般、平成 17 年度から平成 18 年度にかけて整備を行うこととされている児童関連施設等の耐震化に早急に対応するため、必要な経費を平成 17 年度補正予算に社会福祉施設等施設整備費負担（補助）金として計上したところである。

本補正予算に係る平成17年度整備分については、交付申請及び交付決定等の手続を年度内に処理することが必要であることから、迅速な対応を行うとともに、その事務手続きに遺漏のないよう留意願いたい。

なお、平成18年度へ繰越を行う場合には、その事務手続に遺漏のないよう留意願いたい。

また、各都道府県市において平成18年度に予算措置予定である整備分については、厚生労働省において、その執行を平成18年度に繰り越して対応（本省繰越）することとしているが、これを更に翌年度へ繰り越す（事故繰越）ことについては、財政法42条の「避け難い事故のため年度内に支出を終わらなかったもの」に限られることから、各都道府県市においては平成18年度の早期予算措置、早期執行について十分留意願いたい。

②社会福祉施設の耐震化については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、管内社会福祉法人等に対し必要な指導等が行われているものと承知しているところだが、今般、同法が一部改正されたことにより、更に指導等が強化されたところである。

今後、同法に基づき都道府県市が策定する「耐震改修促進計画」により、社会福祉施設を含む公共建築物等については、速やかに耐震診断を実施し、その結果等の公表に努めることが必要となるところである。

これらを踏まえ、旧建築基準法に基づき建設された施設の耐震診断及び耐震化を優先的に実施するとともに、新耐震基準で建築された施設についても必要に応じて耐震診断を実施するなど、その安全性を確認するために必要な対応を行うよう、管内市町村、社会福祉法人等に対し十分指導願いたい。

なお、これらの事業の実施にあたっては、「社会福祉施設等に関する耐震診断及び耐震改修の実施について（通知）」（平成18年2月15日付雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）

（参考資料40頁参照）で通知しているところであるが、各都道府県市の建築指導担当部局と連携の上、国土交通省の「住宅・建築物耐震改修等事業」を積極的に活用願いたい。（国土交通省住宅局建築指導課と調整済）

③社会福祉施設の老朽化に伴う改築整備については、老朽化が著しく災害の発生の危険性が大きいものなど入所者の防災対策上、万全を期

し難い社会福祉施設については、国庫補助や交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

また、土砂災害等により被害のおそれがあると都道府県等において指定された地すべり防止危険か所等危険区域に所在する社会福祉施設についても、施設入所者、利用者の安全確保を図る観点から当該区域外への移転整備を促進するため、国庫補助や交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

これらの取り扱いについては、その事業の重要性に鑑み、平成18年度以降も継続するので、各都道府県市におかれでは、これらの施設について、速やかに対応願いたい。

ウ 被災施設の早期復旧

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)の協議について」(平成17年3月24日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)に基づき、災害発生後速やかに報告をお願いするとともに、早期原状回復に努め、施設運営に支障が生じないよう指導の徹底を図られたい。

被災した社会福祉施設等の災害復旧事業については、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)金」により国庫負担(補助)してきたところであるが、早期復旧、社会福祉施設の地域の重要な防災拠点としての役割及び災害救助法に基づく「福祉避難所」としての位置付けを有していることを鑑み、平成17年度より交付金化された高齢者関連施設や児童関連施設及び平成18年度から税源移譲することとした公立施設等についても、引き続き「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の対象とする方向で検討中なので了知願いたい。

エ 大規模災害への対応

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応は困難であることから、関係機関との連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的に参画願いたい。

なお、社会福祉施設は地域の防災拠点として、また、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただきたい。

(4) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

ア アスベスト使用実態調査

平成17年8月1日付通知に基づき、平成8年度以前に竣工された社会福祉施設等を対象に実施した全国調査の最終報告（平成17年11月29日公表）を行ったところである。

更にその後の措置状況について、平成18年2月13日に「社会福祉施設等における吹付けアスベスト等使用実態調査報告について(フォローアップ)」を公表したところである。

なお、アスベストにかかる今後の具体的な対応等については、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の最終報告結果の公表及び今後の対応について（通知）（平成17年11月29日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）」及び「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査（フォローアップ）の報告結果の公表及び今後の対応について（通知）（平成18年2月13日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）」等に基づき、

- ①未回答施設への継続的かつ強力な指導
 - ②アスベストを有する施設等に対する除去等の早期実施、アスベストの安全管理等についての指導の徹底
 - ③追加調査で措置予定又は未定と回答した施設に対する措置状況の把握
 - ④分析調査中の施設への対応
- 等、引き続き適切な対応を願いたい。

なお、今後、適切な時期にフォローアップを行うこととしているので了知願いたい。

イ 国における吹付けアスベスト等の除去等に対する支援対策

吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、平成17年度補正予算（平成18年2月3日成立）において、飛散によりばく露のおそれがあるアスベスト等の除去等に必要な経費を、平成17年度に交付金化された高齢者関係施設、児童関係施設も含めて「社会福祉施設等施設整備費負担(補助)金」に計上したところであり、各都道府県市から提出していただいた平成17・18年度の除去等の計画に基づき執行予定である。

5. 児童福祉行政に対する指導監督の徹底について

(1) 児童福祉施設等に対する指導監査の実施について

児童福祉施設等に対する指導監査の実施については、児童福祉行政の適正かつ円滑なる実施の確保を図るための技術的助言の一環として、平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知「児童福祉行政指導監査の実施について」の別紙「児童福祉行政指導監査実施要綱」を参考の上、引き続き適切な指導監査の実施を図られるようお願いしたい。

児童福祉施設等の指導監査に当たっては、児童福祉法施行令に基づき年1回以上の指導監査をお願いしているところであるが、

- ① 入所児童等の意見表明の機会の確保・懲戒権濫用の禁止、自主評価や第三者評価等の実施、給食の状況及び健康管理等の入所者待遇に関する事項、
- ② 職員待遇及び非常災害・危険防止等の運営管理に関する事項、
- ③ 経理規程の遵守及び予算決算の適正な執行等の財務管理に関する事項、

等に配慮し、施設全般にわたって指導をお願いしたい。

特に、児童養護施設等入所児童等の待遇については、児童等の最善の利益を確保するために、苦情解決のためのしくみが設けられているか、体罰等懲戒権が濫用されていないか、また、児童養護施設入所児童の一時帰宅中の虐待死亡事例もあり、社会問題化しているところであるが児童養護施設等においては、児童相談所など関係機関との連携を図りながら児童相談所の待遇指針に対応した児童自立支援計画が適正に策定されているか等、人権に配慮した適切な施設運営や児童虐待防止にも配慮した指導監査が行われるようお願いしたい。

なお、児童の自立支援計画の策定・実践等を通じて進学・就労等の選択に際し、児童の意向等に十分配慮し、児童の自立への支援の状況等についても留意して、指導監督を行うよう配慮をお願いしたい。

(2) 措置費等の施設運営費の適正化について

児童入所措置費及び保育所運営費等関係事務の適正な執行を確保する観点から、これらの事務を行う関係機関における負担金等の支弁及び徴収等経理事務に対する指導について配慮をお願いしたい。

特に、保育所入所に係る徴収金の世帯階層区分の認定については、昨年も会計検査院より指摘されたところであるが、国基準の徴収金基準額表を各年度ごとに正しく適用されることはもとより、適正な事務が確保

されるよう税務関係機関との連携強化を図り、保護者から必要な書類を求める等課税状況の的確な把握に関する指導をお願いしたい。

また、保育所への入所については、市町村や保育所の提供する情報に基づき、保護者等が希望する保育所を選択して申し込みを行うこととされているで、適正な情報の提供に配慮した指導をお願いしたい。

特に、市町村における入所児童の選考に当たっては、児童の家庭の状況、地域の実情等を十分に踏まえて、市町村が定める客観的な選考方法等に基づき公正に行われるよう指導をお願いしたい。

情報提供の実施状況あるいは広域入所の取組はもとより、待機児童の解消についても、要保育児童数や保育ニーズの的確な把握を行い、保育所の実情等をも勘案し、地域の実状にあった保育行政が行われるよう、市町村の指導についてお願いしたい。

(3) 都道府県等が実施する指導監査の結果報告について

各都道府県等が実施する児童福祉施設等の指導監査の結果については、児童福祉施設等の適正な運営を確保するため、指導監査における指摘事項の傾向等を全国に情報提供し、今後の指導に活用していただくことを目的に、平成13年度分から当局総務課調整係へ提出していただいたところである。現在、その報告内容等について取りまとめているところであります、取りまとめ次第別途通知する予定である。なお、当該監査報告書等の提出については、今後とも格段のご協力をお願いする。

6. 犯罪被害者等基本計画について

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、政府が総合的かつ長期的に講すべき犯罪被害者等のための施策の大綱などを定めた「犯罪被害者等基本計画」が平成17年12月27日に閣議決定されたところである。

この基本計画は、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現させるため、4つの基本方針、5つの重点課題の下、258の具体的施策を盛り込むとともに、国の行政機関を始めとした関係諸機関が連携・協力し、それぞれの施策について犯罪被害者等の視点に立って取り組んでいくための体制などを規定している。

具体的には、

- ① 児童相談所及び婦人相談所による一時保護の現状や配偶者等からの暴力（DV）被害者及び人身取引被害者の一時保護委託先である民間シェルターにおける一時保護委託の実施について適正な運用に努めるとともに、状況に関する必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する
 - ② 児童虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことが出来るよう、児童相談所及び児童福祉施設等関係機関の職員等の資質の向上を図るための研修の充実を図る
- 等の施策が掲げられている。

今後、一定の期間内に基本計画に基づいて、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進していくこととなるところであるが、今後とも児童相談所、婦人相談所等においては、一時保護委託の実施について適正な運用を図る等、本基本計画を踏まえ、各種施策の積極的な取組を通じて、犯罪被害者等に対して万全の対応をお願いする。